

11月は男女共同参画推進月間です

～11月11日は、いいパートナーの日～

この期間中、笠間市では男女共同参画作品(三行詩・シンボルマーク)の入賞作品の展示や、“かさま男女共同参画推進フォーラム2007”を開催します。また、11月11日は、笠間市男女共同参画推進条例により「いいパートナーの日」と定めています。家庭や職場、学校、地域などで男女のより良いパートナーシップを築くために、感謝の言葉を大切な人に贈ってみてはいかがでしょうか。「分かっているはず」と思っている、言葉にすることは大切なことです。手紙やカードを贈るのもいいですね。そして、一番身近な家庭の中から男女共同参画を目指しましょう。

◆男女共同参画作品(三行詩・シンボルマーク)入賞作品の展示

期間:11月9日(金)～16日(金)

会場:笠間ショッピングセンター ポレポレ セントラルコート

◆かさま男女共同参画推進フォーラム2007 ～チャレンジ! 共に輝こう あなたとわたし～

日時:11月18日(日)午後1時～3時15分

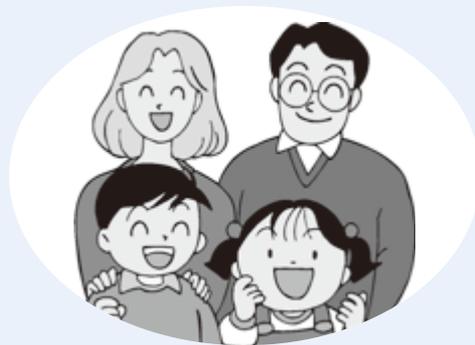
会場:友部公民館 大ホール

内容:○津軽三味線の演奏

○男女共同参画作品の入賞者表彰

○男女共同参画推進事業者への認定証交付

○講演「育休を通じて考える男女共同参画」



◆男女共同参画計画骨子案にかかる意見交換会

日時:11月18日(日)午後3時30分～

会場:友部公民館 会議室

問合せ先:男女共同参画推進室(内線226)

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた配偶者暴力防止法の一部改正法が平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

○改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

2 電話等を禁止する保護命令

① 面会の要求

② 行動の監視に関する事項を告げること等

③ 著しく粗野・乱暴な言動

④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)等

3 被害者の親族等への接近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の努力義務

III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

1 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務

2 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記

IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の通知

※詳しくは、笠間市秘書課(男女共同参画推進室)へお問い合わせください。(内線2206)

※内閣府では、配偶者からの暴力被害者支援情報サイトを開設しています。

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>

いばらき不動産の街並み提案型分譲地



プレストンガーデン旭町 好評分譲中

平均区画面積107坪の大区画 詳しくは [いばらき不動産](#) [検索](#)



株式会社 いばらき不動産

TEL.0296-78-5545

E-mail ibaraki@if-sun.co.jp